

既存規則の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年2月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第2号

既存規則の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部改正)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第9条第2項中「この場合」の次に「において」を加える。

第22条第4号中「き損」を「毀損」に改める。

第46条第2項及び第67条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第89条第1項中「の受入」を「の受入れ」に改める。

第92条第3項中「事務取扱い」を「事務取扱」に、「公金事務取扱要綱」を「兵庫県後期高齢者医療広域連合公金収納事務取扱要領」に改める。

第99条中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第103条の見出し中「出納員等の事務引継ぎ」を「出納員等の事務引継」に改める。

別表中「退職金」を「退職年金」に、「補てん」を「補填」に、「利子」を「利子」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する規則の廃止)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する規則(平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号)は、廃止する。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則(平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「令和7年2月28日まで。」を「令和7年2月28日まで」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の廃止)

第4条 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則(平成28年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第9号)は、廃止する。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第5条 兵庫県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成29年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合平成30年7月豪雨に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の廃止）

第6条 兵庫県後期高齢者医療広域連合平成30年7月豪雨に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成30年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）は、廃止する。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第7条 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年3月29日条例第13号」を「平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第13号」に改める。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の廃止）

第8条 兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（令和2年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）は、廃止する。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則の一部改正）

第9条 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものの視聴
- (2) 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- (3) 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの視聴又は交付

第2条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 公文書の種類 | 写しの作成の方法 | 負担すべき費用の額 | | |
|----------------|---|-----------|-------|-----|
| | | | | |
| 1 文書、図画又は写真は写真 | 複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。） | 白黒 | 1枚につき | 10円 |
| | | カラー | 1枚につき | 40円 |
| 2 電磁的記録 | 用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。） | 白黒 | 1枚につき | 10円 |
| | | カラー | 1枚につき | 40円 |

| | | |
|--|-------------------------------------|------------|
| | 光ディスク(直径が120ミリメートルであるものに限る。)に複写したもの | 1枚につき 100円 |
|--|-------------------------------------|------------|

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。